

様式第5号（第6条関係）

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成21年度 第4回委員会 平成22年1月26日（火） 於. 橿原市役所 本庁3階介護認定審査会室	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 安田 武功 事務局 建設部長、建設部次長、契約検査課長、 契約検査課検査室長、契約検査課主幹、 契約検査課長補佐 外3名	
審議対象期間	平成21年4月1日～平成21年9月30日	
抽出案件	総件数 113件	(備考) 期間内入札等件数
一般競争入札	0件	一般競争入札 0件
事後審査型条件付き 一般競争入札	4件	事後審査型条件付き一般競争入札 83件
指名競争入札	5件	指名競争入札 28件
総合評価落札方式	0件	総合評価落札方式 0件
随意契約	1件	企画提案型総合評価方式 1件 随意契約 1件
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

## 【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<b>&lt;入札制度改正について&gt;</b>	
<p>①平成21年9月に建設工事の最低制限価格算出方法の改正（以下、同改正）を行ったということだが、国（国土交通省）からの通達があったのか。また、その目的は。</p>	<p>①国から県を通じて最低制限価格を引き上げる旨の通達がありました。目的としましては、公共工事の品質確保です。</p> <p>経緯としましては、各市町村で一般競争入札を導入した結果かなり過当競争が起きており、全体的に落札率が下がってきています。その結果、品質確保ができない恐れが出てきているため、このような引き上げがなされたということです。</p>
<p>②同改正の結果、落札率は上がる傾向にあるのか。</p>	<p>②平成21年度のデータで比較しますと、土木工事と同改正前の8月以前の平均落札率が73.61%、9月以降が77.43%となっており、約4ポイント程度上昇しています。また、他の工種も含めた全体で見ましても3～4ポイント上昇しております。</p>
<p>同改正前の平均入札金額によって最低制限価格を設定する方法については、前回までの当委員会においてもその合理性の是非を指摘していたが、発注者の意思で最低制限価格を決定する同改正は評価できる。</p> <p>ただ、落札率の上昇が本当に品質確保に繋がるのかどうかは疑問が残る。</p>	<p>落札率が下降しますと、下請業者にしわ寄せがいく等影響が出ます。その結果、手抜き工事等によって品質確保は難しくなります。</p> <p>また、品質確保をしていくのは業者の責任だけではなく、管理監督していく市側の責任もありますので、職員の資質向上も含めて行って参ります。</p>
<b>&lt;抽出案件の参加資格設定及び業者指名・選定理由について&gt;</b>	
<p>③抽出事案1（污水管渠埋設工事 耳成処理分区第21-2工区）において、落札業者は入札率が94%台で、最低制限価格により落札外となった業者が約68～74%となっている。率が大きく離れているのが気になる。</p>	<p>③この事案は同改正前に入札執行された工事です。この事案を含め高い落札率で応札するケースが見受けられました。</p> <p>前回の当委員会でもご指摘いただきましたが、入札金額の平均を取る同改正前の制度は上記のような弊害もあり、発注者の意思で最低制限価格を決める同改正を早急に行いました。その結果、上記のようなことはなくなってきました。</p>
<p>同改正前の制度に則っており、形式的には非はないと思うが、実際は落札金額が最低制限価格を大幅に上回っている。落札外業者とは金額にして630万円の差があり、民間の感覚で言えばそのまま契約はしないだろう。落札金額が適正かどうかのチェック等行政としてどのような措置ができるのか。</p>	<p>当時の制度に則って入札を執行しており、適正な金額と判断いたしました。</p> <p>また、この事案と同様なケースが起きづらくなるよう制度改正が必要であると考え、本来来年度当初から行う同改正を前倒しで9月に行いました。</p>
<p>④抽出事案3（第1期耳成小学校校舎地震補強工事2工区）において、入札参加業者が2者であるにも関わらず、入札における競争性が確保されたということだが、詳しく説明をしていただきたい。</p>	<p>④全ての入札において、開札が終わるまで他の参加者数や名称も一切明らかにしておりません。また、この入札については事後審査型一般競争入札で行っており、各業者にとっては何者が応札するかわからない状況です。</p> <p>その中で積算をするということで競争性が発揮されているとし、実際の参加が2者であっても入札としては成立すると判断しております。</p>

委員からの意見・質問	市の回答
業者には事前に他の参加業者等についてはわからないということか。	おっしゃる通りで、業者間での談合を防ぐためにそのような制度になっております。 また、業者から職員に対して他の参加業者がどこであるか、という問合せが仮にあったとしても、一切回答はしないとしており、官製談合に職員が巻き込まれないようにしております。
事案1と同様で形式的な適合性はあると思うが、民間の感覚であれば参加2者のみであれば地域要件を緩和する等してやり直すのではないか。	この事案で設定した発注基準では、参加資格者が18者ありましたので、こちらも10者程度の参加を想定しておりました。実際の参加は2者となりましたが、違法性は見られないため通常通り価格競争の結果落札者を決定いたしました。
⑤上記2件も含め、手続は最初に決めたら特に不備がない限り実行しなければならないのは致し方ない。制度として何らかの不都合な点があれば、その後に改正をして対応していくしかないだろう。今後は手続として、発注条件に落札金額や入札参加業者数についての条件の付加ができるかどうかを検討課題ではないか。	⑤今後については、先進地等の調査を行うなどして検討して参ります。
⑥舗装工事（抽出事案6 市道路舗装工事）は指名競争入札になっているが、一般競争入札でも発注できるのではないか。	⑥施工可能な技術力・機械を持っている市内業者が少なく、品質の確保と競争性を確保するため、市外業者も含め指名競争入札により発注しております。
<b>&lt;工事成績について&gt;</b>	
⑦平成18・19年度は工事成績評価がほとんどがB、C、D評価だったが、20年度はA、E、F評価が増えた。これは評価基準が20年度は細かくなった、あるいは改正になったのか。	⑦特に評価基準を変える、または改正等を行うことはしておりません。業者努力によって20年度からA評価も出てきております。 また、E評価の工事は施工上で不備があり、最終的に手直しを行っております。
⑧D、E、F評価となると、完成品として不備がある工事と見られてしまう。実際は品質確保はしていると思うが、第三者から誤解を招かないようにすべきではないか。	⑧当市の検査制度では、業者側に不備があればその都度減点を行うため、不備の数が多ければ結果的にD、E、F評価になります。しかし、実際の施工上は不備の場合は手直しを行っているため、最低限の品質が確保された時点で業者から引渡しを受けております。  また、現在は1者あたりの受注制限は行っていませんが、品質確保と多くの業者に受注機会を与える経済効果の観点から、今後手持工事の制限も検討しております。
⑨優良な業者の育成についてはどうか。	⑨2年間のうちA評価を2回以上受けた場合はホームページ等で公表を行います。 また、逆にE、F評価を受けた場合は入札参加資格停止措置を行い、同様にホームページ等で公表しております。
<b>&lt;次回開催日程について&gt;</b>	
⑩次回の日程はいつ頃か。	⑩次回の委員会の開催は、平成22年7月とします。